

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答(2014年11月<12月衆院選>)

◇政党の並びは左から公示前の衆院勢力順です。

8. 精神科病院による「病床転換型居住施設」について

「障害者権利条約」では、第19条(a)で、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設<sup>※</sup>で生活する義務を負わないこと。」と定めています。  
 ※なおparticular living arrangementは「特定の生活施設」ではなく「特定の生活様式」と訳し、入院や家族同居も含まれていることを明確にするべきです。  
 日本障害者協議会は、2013年5月に「すべての人の社会」に向けて一障害者政策・6つのWVGの提言」の一つとして、「障害者の入所施設改革に関する提言」を出しました。この提言では、権利条約の考え方を基本に、生活の場の選択を可能にするための条件整備と、選択を支援する体制の必要性を提言しています。そして、最も深刻な権利条約違反の実態として精神科病院における社会的入院を指摘しています。  
 そうした中、厚生労働省の「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」が、権利条約違反への強い懸念が表明される中、精神科病院がいわゆる「病床転換型居住施設」を設置することを認めました。日本障害者協議会は、その実施に反対しています。  
 この点について、貴党のお考えをお教えてください。(200字以内)

自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
厚生労働省が、入院中の精神障害のある方に行った調査では、6割の人が病院敷地内には退院したくないと回答している。当事者の声に耳を傾け、真の地域生活への移行が実現できるようにさらに検討すべき。	現時点で党としての見解は未定だが、我が国における障がい者の人権保障の水準が、国際社会との比較で立ち遅れている実態があれば、是正されるべきである。	本格的な党内議論はこれからですが、障がいのある方の地域移行は進めるべきだと考えます。その上で、仮にそうした施設を設置したとしても、一時期の生活訓練の場とするなど、次のステップとなるような形にすべきではないでしょうか。障がいのある方が、その施設にずっと定着するような方向性は好ましくないと考えており、本人の希望や選択が尊重される方策について慎重に検討したいと思っております。	精神科病棟の居住施設への転換は、日本の遅れた精神障害者政策をさらなる深い闇に引きずり込むもので白紙撤回すべきです。精神医療改革というなら、障害当事者の比率を高めた検討会によって話し合いをすすめて、長期入院を解消し、一刻も早い退院と、地域にグループホームや賃貸・公営住宅の入居を促進すべきです。同時に訪問診療や相談支援、就労などの施策も必要です。				形を変えた精神障害者の隔離、収容策の継続であり容認できない。居住に関する本人の選択を明記する障害者権利条約にも反している。

Q8-1 いわゆる「病床転換型居住施設」の実施について

- ① 実施すべきではない。
  - ② 推進すべきである。
  - ③ その他
- ②、③の場合、その理由をお教えてください。(200字以内)

自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
	③ その他	③ その他	③ その他		① 実施すべきではない。		① 実施すべきではない。
厚生労働省が、入院中の精神障害のある方に行った調査では、6割の人が病院敷地内には退院したくないと回答している。当事者の声に耳を傾け、真の地域生活への移行が実現できるようにさらに検討すべき。	現時点で党としての見解は未定	上記の考え方と同じです。					

※1◆自由民主党:自由民主党では12月2日に発表した「Jファイル(政策集2014)」にて、次の通り障害者政策について明記しております。今後、個別の政策を含めて、関係の皆様のご意見を伺いながら、共に検討を進めて参りたいと思っております。

Jファイル(政策集2014)-抄-

240 障害者の方への施策の推進

『障害者総合支援法』の着実な推進を図りつつ、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図るとともに、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの在り方や、高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を進めます。

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する手話その他のコミュニケーション支援の在り方について、必要な法整備を含めて検討し、その普及・充実に努めます。

また、わが党が主導した『障害者優先調達推進法(ハート購入法)』を着実に実施する等雇用の促進に努めます。

さらに、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、精神保健医療福祉施策の改革に取り組むとともに、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の活用をさらに進めます。

わが党は、共生社会を実現するため、『障害者基本法』の改正に主導的に取り組みましたが、さらにその具体化を図る観点から、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』の制定と『障害者雇用促進法』の改正に取り組まれました。

今後、幅広い国民の共感と理解を得ながら、これらの法律の施行に向けた取組みの推進を図ります。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための施策を積極的に推進してまいります。

※2◆次世代の党:党結成から日が浅く、この問題のアンケートに回答できるほど議論されていない。

※3◆生活の党:他からも要請が多く対応できない。